

「審査関係連絡事項について」（平成 28 年 4 月 1 日 自交審第 36 号）新旧対照表

令和 8 年 8 月 13 日改正

新	旧
審査関係連絡事項 1. ～2.4. (略) 2.5. 輸入車特別取扱別紙輸入自動車特別取扱要領別表 4 (2) 中の「研究所が定める条件を満たす場合」とは、次の条件を満足する場合が該当します。 (1) 直接前方視界試験 ・試験状態において、助手席側に装備された車室外後写鏡（別体となった直前直左確認鏡を除く。）の鏡面の下端が地上高さ 0.96m 以下 ・特異なボディ形状等を有していない (2) 直前直左確認鏡試験 ・試験状態において、助手席側に装備された車室外後写鏡（別体となった直前直左確認鏡を除く。）の鏡面の下端が地上高さ 0.96m 以下 ・A ピラー又は車室外後写鏡による死角がない ・視界の妨げとなる恐れのある装置（走行中に使用する装置に限る。ただし、直前直左の視界を得るため表示する画像表示装置を除く。）を有していない ・特異なボディ形状等を有していない <u>(3) 直前直左右確認装置試験（検知システム方式で試験を行う場合を除く。）</u> ・試験状態において、運転席及び助手席側に装備された車室外後写鏡（別体となった直前直左右確認装置を除く。）の鏡面の下端が地上高さ 0.96m 以下 ・A ピラー又は車室外後写鏡による死角がない ・視界の妨げとなる恐れのある装置（走行中に使用する装置に限る。ただし、直前直左右の視界を得るため表示する画像表示装置を除く。）を有していない ・特異なボディ形状等を有していない 2.6. ～ 6.4.1. (略) 別表 1～別表 2 (略) 様式 1～様式 2 (略)	審査関係連絡事項 1. ～2.4. (略) 2.5. 輸入車特別取扱別紙輸入自動車特別取扱要領別表 4 (2) 中の「研究所が定める条件を満たす場合」とは、次の条件を満足する場合が該当します。 (1) 直接前方視界試験 ・試験状態において、助手席側に装備された車室外後写鏡（別体となった直前直左確認鏡を除く。）の鏡面の下端が地上高さ 0.96m 以下 ・特異なボディ形状等を有していない (2) 直前直左確認鏡試験 ・試験状態において、助手席側に装備された車室外後写鏡（別体となった直前直左確認鏡を除く。）の鏡面の下端が地上高さ 0.96m 以下 ・A ピラー又は車室外後写鏡による死角がない ・視界の妨げとなる恐れのある装置（走行中に使用する装置に限る。ただし、直前直左の視界を得るため表示する画像表示装置を除く。）を有していない ・特異なボディ形状等を有していない <u>(新規)</u> 2.6. ～ 6.4.1. (略) 別表 1～別表 2 (略) 様式 1～様式 2 (略)

附則（令和 8 年 8 月 13 日 自交審第 563 号）

本取扱いは、令和 8 年 9 月 1 日から実施する。